

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	734,112	111,672	36,297	4,219,279	4,989,688	111,672
社	債	740,954	66,543	-	229,460	970,414	66,543
預貯金	郵便貯金	2,788	418	-	-	2,788	418
	銀行預金	31,579,699	4,715,059	560,792	5,190,985	37,331,475	4,715,059
	銀行以外の金融機関の預金	17,062,330	2,550,152	577,658	16,205,212	33,845,200	2,550,152
	勤務先預金	1,430,849	213,005	2,103	1,189	1,434,141	213,005
合同運用信託の収益の分配		181,287	27,063	11,959	7,893	201,139	27,063
公社債投資信託の収益の分配等		38,421	5,706	36	-	38,457	5,706
小 計		51,770,439	7,689,618	1,188,846	25,854,017	78,813,303	7,689,618
定期積金の給付補てん金等		1,245,469	125,790	-	76,335	1,321,805	125,790
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		234,432	22,391	46,625	6,273	287,330	22,391
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		53,250,340	7,837,799	1,235,471	25,936,626	80,422,437	7,837,799

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息	千円 55,852,467	千円 9,924,812	千円 1,431,786	千円 3,399,141	千円 283,288	千円 57,284,253	千円 9,924,812
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	-	-	1,408	8,192	1,228	9,600	1,228
計	55,852,467	9,924,812	1,433,194	3,407,333	284,516	57,293,854	9,926,039

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 7,348,898	千円 509,188

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,358,228,012	千円 45,601,811	千円 5,512,409,008	千円 178,893,902	千円 6,870,637,020	千円 224,495,713
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	2,334,698	68,167	60,858,587	853,860	63,193,285	922,027
	計	1,360,562,710	45,669,978	5,573,267,595	179,747,762	6,933,830,305	225,417,740
退 職 所 得		143,583,945	2,121,810	112,125,504	3,966,792	255,709,449	6,088,602
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成21年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	9,262,365	838,398
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	76,797,560	5,615,998
	診療報酬	381,425,115	5,253,562
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	29,325,593	1,792,847
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料金	1,642,274	154,862
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	9,601,697	525,550
	契約金・賞金	361,399	34,395
	小 計	508,416,004	14,215,612
法第203条の2該当（公的年金等）		3,092,156	116,275
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		6,010,045	325,354
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		132	13
計		517,518,337	14,657,254
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成21年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額			源泉徴収税額
	課税分	非課税又は 免税分	総 額	
	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	38,021	-	38,021	5,693
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公券公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	453,410	-	453,410	29,321
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	387,903	-	387,903	70,238
退 職 手 当 等	71,312	-	71,312	10,600
人 的 役 務 の 報 酬	-	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	2,348,330	-	2,348,330	234,871
著作権の使用料又はその譲渡による対価	54,894	-	54,894	5,523
貸 付 金 の 利 子	13,169	-	13,169	2,223
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	330,287	-	330,287	40,833
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	178,188	-	178,188	17,819
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	677,896	-	677,896	134,055
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-	-	-
賞 金	-	-	-	-
合 計	4,553,408	-	4,553,408	551,177

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。